

火災予防条例に基づく「指定催し」の告示

当消防組合では、西春日井広域事務組合火災予防条例第42条の2第1項に基づき「尾張西枇杷島まつり」を「指定催し」として指定しました。

日 時 令和8年6月5日（金） 16時00分から21時00分まで
令和8年6月6日（土） 12時00分から21時00分まで
令和8年6月7日（日） 9時00分から21時00分まで

場 所 清須市西枇杷島町美濃路街道（橋詰～南二ツ杵周辺）
清須市西枇杷島町北枇杷池（打ち上げ花火）

「指定催し」とは、祭日、縁日、花火大会その他多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして消防長が別に定める要件に該当するもので、火災が発生した場合に人命又は財産に特に重大な被害を与える恐れがあると認められるものを言います。

消防長が別に定める要件とは、次のいずれかに該当する催しです。

- 露店の数が100を超えるもの
- 催しの1日（延べ）あたりの人出予想が概ね10万人以上であるもの